

## 認証保育所運営費等補助金の拡充について

認証保育所における保育の質を確保するため、認証保育所運営費等補助金の補助対象項目に技能・経験に着目した加算及び修繕費を追加します。

### 1 これまでの経緯

#### (1) 背景

国は、認可保育園をはじめ、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、子ども・子育て支援法に基づく公定価格<sup>※</sup>において、段階的に保育士全体の処遇の改善に取り組んできました。

平成29年4月からは、職員全体の賃金を改善する「処遇改善加算Ⅰ」に加え、新たに施設長や主任保育士以外の職員の賃金を技能や経験に応じた改善する「処遇改善加算Ⅱ」を開始し、保育士等のキャリアアップの仕組みを構築しています。

東京都は、認証保育所においても、国の公定価格における処遇改善加算Ⅱの考え方を踏まえ、運営費において技能・経験に着目した加算を行うとともに、認証保育所制度が開始後17年経過している中、認証保育所における施設の経年劣化に対応するため、修繕費についても新たに対象とすることを決定しました。加えて、東京都はこれまでと同様に、市町村に対しては補助を行います。特別区は補助対象外とし一般財源により実施することを求めています。

※ 公定価格とは、教育・保育の提供に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した保育所等の運営に要する額のことです。

#### (2) 区内認証保育所の状況

認証保育所は、保育の受け皿として港区基本計画においても保育定員に含めるなど、認可保育園とともに多様な保育ニーズに対応する施設として重要な役割を果たしています。

現在、区内には認証保育所が20園あり、そのうち14園が開設後10年以上経過するなど、区内の認証保育所においても施設の経年劣化が進んでいます。

また、認証保育所運営事業者からは、私立認可保育園では、国の公定価格（処遇改善加算Ⅱ）により、職員の技能や経験に応じた賃金改善が実施されているため、認証保育所の職員と賃金格差が生じ、認証保育所の人材の確保が難しくなっているとの意見が寄せられています。

## 2 新たな拡充策の内容について

区は、認証保育所における保育の質を確保するため、区内の認証保育所における保育人材の確保と資質の向上や良好な保育環境の維持に向けた支援に早急に取り組むこととし、公定価格を基に算出した東京都の基準が適当であると認められることから、東京都と同様の基準により技能・経験に着目した加算及び修繕費を補助対象に追加することとします。

### (1) 技能・経験に着目した加算

認証保育所においてキャリアアップの仕組みを構築し、施設長などの管理職を支える副主任など複数の分野で高い専門性を持つ専門リーダーや、食育や保健衛生など特定の分野で高い専門性を持つ職務分野別リーダーについて処遇を改善し、職員の確保・定着を支援します。

#### ① 補助内容

職層区分に応じた職員1人当たり単価に、職層区分に応じた加算額の算定に用いる職員数及び賃金改善実施月数を乗じた額

職層区分	1人当たり単価	加算額の算定に用いる職員数
専門リーダー等（副主任など）	24,370円/月	配置基準職員数に一定数※を加えた人数に1/3を乗じた人数
職務分野別リーダー等（食育や保健衛生の分野別リーダーなど）	3,040円/月	配置基準職員数に一定数※を加えた人数に1/5を乗じた人数

※ 定員40人以下：4.2人、定員41～90人：5.2人、定員91～120人：5.0人

【例】定員40人の認証保育所

・配置基準職員数	6.0人	→	配置基準職員数に一定数を加えた人数
・定員40人以下	4.2人		10人（小数点以下四捨五入）



・専門リーダー等	24,370円 × 3人（10人 × 1/3） × 12月 = 877,320円
・職務分野別リーダー等	3,040円 × 2人（10人 × 1/5） × 12月 = 72,960円
	<u>年間交付額 950,280円</u>

#### ② 適用日

平成30年4月1日

### (2) 修繕費

認証保育所における建物・設備の老朽化に対応するため、経年劣化により使用に耐えられなくなった屋上防水や冷暖房設備などの修繕に要する費用の一部を補助し、乳幼児の良好な保育環境を維持します。

#### ① 補助内容

- ア 対象施設 開設後10年が経過した施設
- イ 対象経費 500万円未満の施設・設備の修繕に要する経費
- ウ 補助率 1/2（上限額250万円）

#### ② 適用日

平成31年1月1日